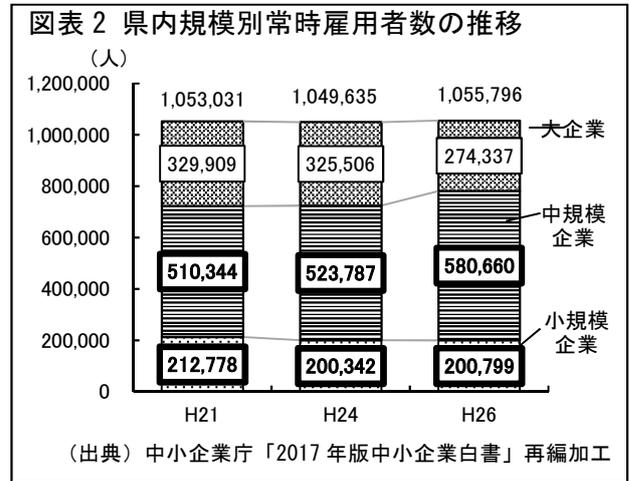
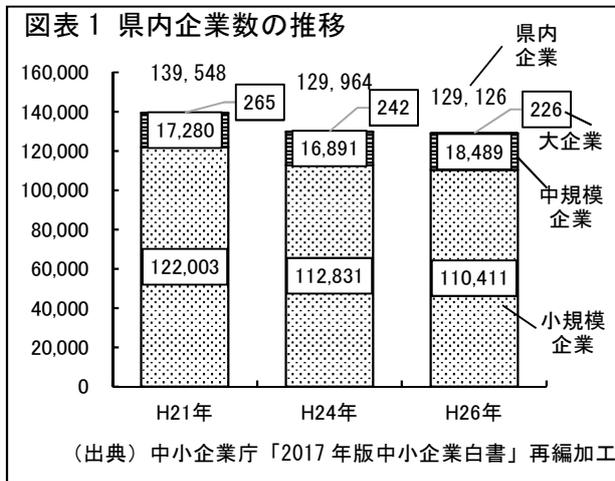


ちば中小企業元気づくり基金による支援事業計画

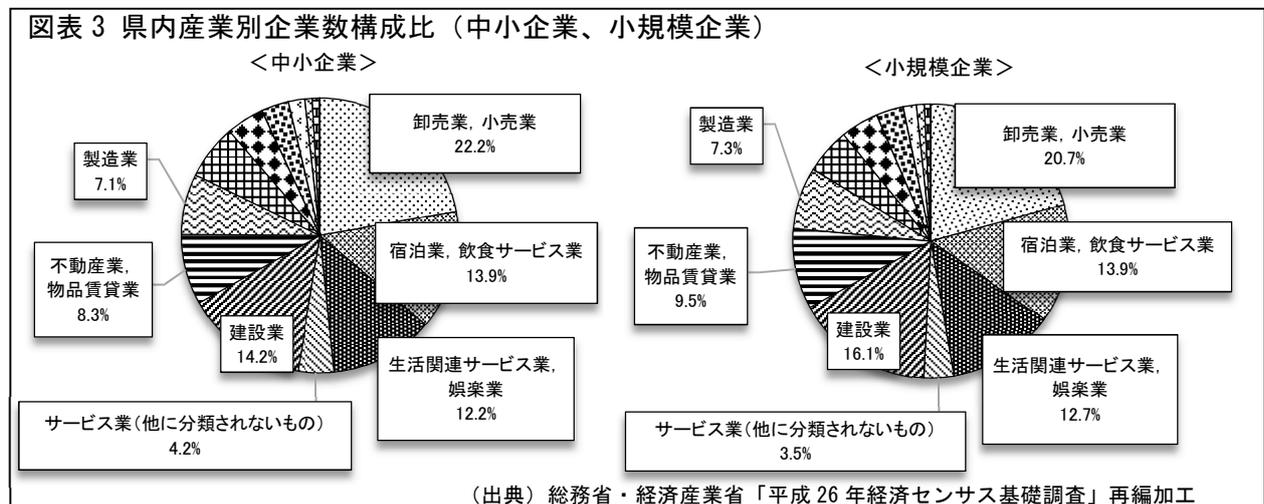
1 千葉県の産業振興政策におけるファンドの位置づけ

県内にある約 13 万の企業のうち、中小企業が占める割合は概ね 99.8%で推移している（図表 1）。さらに、県内における常時雇用者数の約 74%は中小企業に就業しており、その比率も増加傾向にある（図表 2）。

中小企業は、本県の地域経済の主要な担い手として雇用を支える重要な役割を担っていると言える。



また、県内の中小企業、特にその大部分を占める小規模企業の業種は、「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」など、地域住民の生活に身近なサービスを担う割合が 50%を超えており、地域住民の生活の向上に大きく寄与してきている（図表 3）。

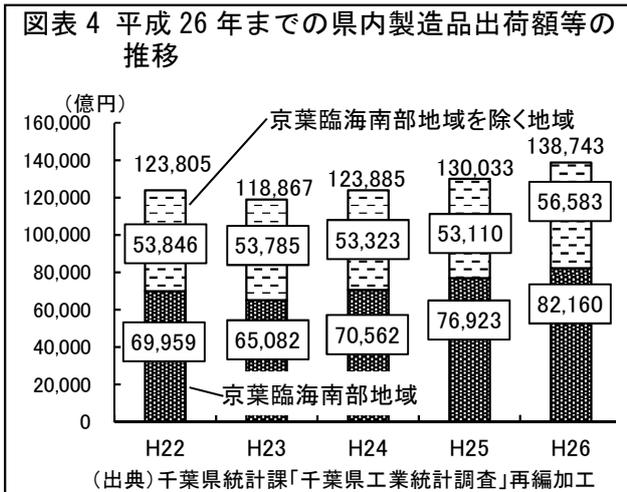


千葉県では、本県経済の発展及び県民生活の向上において中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、平成 19 年 3 月に「千葉県中小企業の振興に関する条例」（以下「条例」という）を制定し、中小企業の振興を県政の重要な課題に位置づけ、県を挙げて施策を総合的に推進してきたところである。

条例では、第 3 条において中小企業振興の基本理念を定めるとともに、第 11 条では、県に対し基本理念に則り中小企業の振興に関する基本方針の策定を義務付けている。県ではこの基本方針として、「ちば中小企業元気戦略」（以下「元気戦略」という）を策定しており、中小企業を取り巻く環境の変化や直面する課題に対応していくため、概ね 3 年ごとに見直しを進めている。

こうした背景のもと、県では平成 29 年度に第 4 次となる元気戦略の策定に向けた検討を進め、平成 30 年 2 月に「第 4 次ちば中小企業元気戦略」を策定した。第 4 次元気戦略では、「小規模企業の振興」「中小企業の成長の後押し」「中小企業の経営基盤の強化」「地域社会と連携した支援」を 4 つの基本的方向として掲げ、それらの有機的な連携のもと、施策の充実を図っていくこととしている。

近年の本県の製造品出荷額等の伸びは、コンビナートが立地する臨海部に依存しており、中小企業が多い内陸部では漸増にとどまっている（図表 4）。平成 27 年においては、臨海部に多い化学、石油関連産業の製造品出荷額等が減少したことにより、県全体でも対前年比で減少に転じ、国内順位も第 6 位から第 7 位へと下落する事態となっている（図表 5）。



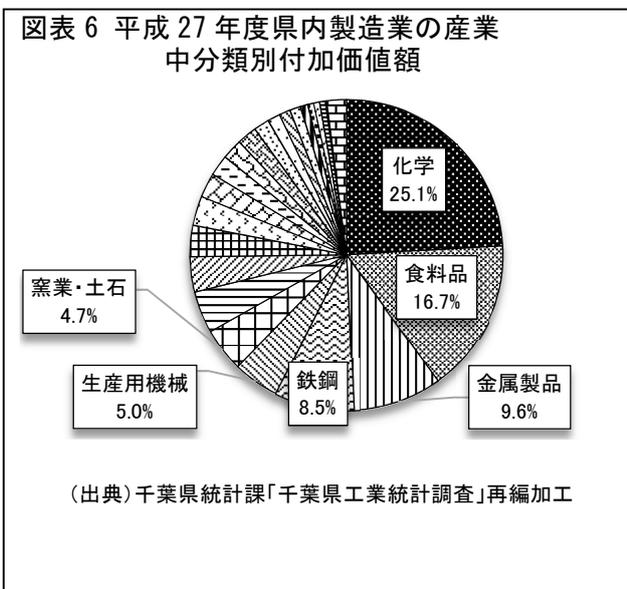
図表 5 平成 27 年の製造品出荷額等

	金額(億円)			全国順位	
	H27	H26	前年比	H27	H26
神奈川県	174,772	177,211	▲1.4%	2位	2位
埼玉県	127,603	123,908	3.0%	6位	7位
千葉県	126,688	138,743	▲8.7%	7位	6位
茨城県	120,376	114,085	5.5%	8位	8位
群馬県	90,504	83,635	8.2%		12位
栃木県	88,022	82,938	6.1%		13位
東京都	83,742	81,594	2.6%		15位

(注) 平成 27 年の製造品出荷額等においては、個人経営調査票による調査分を含まない

(出典) 総務省・経済産業省「H28 経済センサス活動調

また、本県の製造業の産業別付加価値額は、本県の臨海部に集積する素材産業の「化学」が25.1%と最も大きな割合を占めているが、本県製造業の付加価値額は、関東で最下位となっており、更なる中小企業の技術力や研究開発力の向上等による付加価値の向上が求められている（図表6、7）。



図表7 平成27年関東各県の製造業の付加価値額

	金額(億円)			全国順位	
	H27	H22	対H22年比	H27	H22
神奈川県	49,848	51,712	▲3.6%	4位	4位
埼玉県	45,175	43,361	4.2%	6位	6位
茨城県	36,821	34,212	7.6%	7位	7位
群馬県	33,547	26,283	27.6%	8位	13位
東京都	32,912	31,356	5.0%	9位	8位
栃木県	29,468	26,288	12.1%	10位	12位
千葉県	26,094	31,305	▲16.6%	12位	9位

(注1)付加価値額: 従業者29人以下の事業所は粗付加価値額を付加価値額とみなして計算している。
(注2)平成27年の付加価値額については、個人経営調査票による調査分を含まない。
(出典)経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「H28経済センサス活動調査」を再編加工

そのため、臨海部のコンビナートに加え、内陸部に立地する小規模企業など中小企業に対する支援を充実していくことが本県産業の底上げには重要となっている。

そこで今後10年間の基金運用益では「第4次ちば中小企業元気戦略」で掲げた4つの基本的方向のうち、大学・公的研究機関等と共同した高度・成長分野における研究開発や新商品開発による高付加価値化など「中小企業の成長の後押し」を実現するための支援を中心に行うこととする。

2 支援重点分野

(1) 高度・成長分野研究開発助成

第四次産業革命等も踏まえ、大学や公的研究機関と共同で行う高度な研究開発を伴う新商品・新技術開発等や、成長分野における研究開発を伴う新商品・新技術開発等を支援する。

(2) 新商品・新技術開発助成

製品の高付加価値化、新規事業の展開等を図るための新商品・新技術開発等を支援する。

(3) 地域資源活用開発助成

地域資源を活用した新商品開発等を支援する。

3 助成対象者

- (1) 千葉県内の中小企業者・連携体・組合
- (2) NPO法人その他知事が認める中小企業者以外の者で千葉県内において自ら事業を行う者
- (3) 商工会議所・商工会等の商工団体

4 助成対象事業の選定・支援方法

(1) 助成対象の選定・決定

公益財団法人千葉県産業振興センター（以下「センター」という。）において、支援対象者を定期的に公募し、学識経験者、県、商工団体などで構成する審査委員会を開催し、支援対象者を決定する。

(2) 支援方法

(ア)～(ウ)の助成事業により支援対象者に資金助成を行う。

(ア) 高度・成長分野研究開発助成

①公的研究機関や大学と共同で行う高度な研究開発を伴う新商品・新技術開発等への助成

②医療機器・ヘルスケア、環境・エネルギー、AI・ロボット、航空・宇宙、次世代自動車など成長分野における研究開発を伴う新商品・新技術開発等への助成

(イ) 新商品・新技術開発助成

製品の高付加価値化、新規事業の展開等を図るための新商品・新技術開発等への助成

(ウ) 地域資源活用開発助成

地域資源を活用した新商品開発等への助成

以上の助成事業について、センターに相談窓口を設置して対応するとともに、県関係部局、千葉県産業支援技術研究所、地域金融機関等との協力体制を構築して、基金事業の効果的なPRの実施、製品の販路拡大等の他の県事業との連携や銀行のネットワークの活用などの助成後の企業のフォローアップを図っていく。

5 県における独自の施策的手当て

ちば中小企業元気戦略の実現に向け、県独自の施策的手当として、起業・創業の促進、販路拡大に向けた支援等といった施策の展開を図っていく。

6 地域の金融機関・中小企業支援機関等との緊密な連携体制の構築

助成対象を選定する審査会において、中小企業支援機関・地域の金融機関等から、審査又はオブザーバーとして意見を求めるものとする。

7 事後的に評価可能な事業成果に係る目標

(1) 短期目標

(ア) 高度・成長分野研究開発助成において、中小企業者等の60%以上が助成事業完了後5年以内に、事業化(対象事業が製品化・実用化されて販売実績があがること)を果たすこと。

(イ) 新商品・新技術等開発助成及び地域資源開発助成において、中小企業者等の60%以上が助成事業完了後3年以内(助成事業完了年度を含む)に、事業化(対象事業が製品化・実用化されて販売実績があがること)を果たすこと。

(2) 長期目標

助成を行った中小企業者等の事業化を達成した年度の売上高と平成40年度末の売上高を比較して売上が増加した中小企業者等の割合が60%以上となること。

8 事業計画・管理体制・制度運営の構築

(1) 評価委員会の設置

前期の成果目標の達成状況について、センターに設置する「ちば中小企業元気づくり基金事業評価委員会」において毎年度評価を受けるものとする。

(2) 評価への対応等

センターは前期の成果目標の達成状況を踏まえ必要なフォローアップを実施するとともに、県は必要に応じてセンターを指導するものとする。